

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A会社に雇用され、○年○月○日からB所在のC駅（以下「事業場」という。）において、駅務業務及び駅務員管理業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日午後○時○分頃、自宅で倒れ、D医療機関へ救急搬送され、「くも膜下出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件疾病の発症は業務上の事由によるものであるとして、○年○月○日から○年○月○日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病名及びその発症時期については、E医師作成の○年○月○日付け意見書及びF医師作成の同年○月○日付け意見書によれば、請求人は、○年○月○日に本件疾病を発症したものとされており、当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的所見を精査したところ、請求人は○年○月○日に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) 本件疾病の発症に係る業務起因性の判断基準は、決定書(略)理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)が策定されており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 異常な出来事への遭遇について

本件疾病の発症直前から前日までの間において、請求人は、泊まりの勤務に従事した後、時間外労働として、年1回程度行われる監査を1時間ほど受けてから帰宅したものの、業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(4) 被災者の労働時間について

ア 請求人は、休憩時間について、要旨、①自由に外出ができず、②制服着用を義務付けられ、③緊急時等必要が生じた場合に対応を求められ、④助役の不在時等には対応が必要となる場合があることから、使用者の指揮命令下に置かれている労働時間であると主張する。

休憩時間については、労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間をいい、現実には作業をしていなくても、使用者からいつ就労の要求があるかもしれない状態で待機している「手持ち時間」は休憩時間ではないとされているところであり、当審査会としては、この考え方は妥当なものとする。

そうすると、請求人が主張する、①の休憩時間の外出については、Gが、食事を買いに外出することもあるが事務所の休憩室にいると述べるように、一

切外出禁止とまでは規制されていないこと、同②の制服着用については、一般的に事故等で緊急時の対応が必要な場合、やむを得ないところと考えられること、同③の緊急時の対応については、Gが、休憩時間中に事故等で緊急の対応をした場合は超過勤務をつけたと述べていること、また、同④の助役不在時の対応については、Gが、他の勤務時間中の者が駅務室に待機しているので、休憩時間中の者が利用客の対応をせざるを得ないことはほとんどないと述べており、助役不在時には休憩時間中であっても請求人が対応せざるを得なかったとは認められないことなどが明らかである。以上の状況から、請求人が事故等で緊急対応をした場合を除いて、請求人の取得していた休憩時間は労働時間ではないと判断する。

イ 請求人は、仮眠時間については、仮眠室への移動、シャワールームの順番待ち、身支度など準備に要する時間は労働時間とみるべきであり、とりわけ、身支度については、最高裁判所平成12年3月9日判決（平成7年（オ）第2029号）を参考にすべきと主張する。しかし、同判決は本件と事案を異にするので適切ではなく、当審査会としては、事業場における仮眠室への移動、シャワールームの順番待ち、身支度など仮眠の準備に要する時間が、使用者の指揮命令下にあったものと評価することはできないことから、請求人の主張は採用することができない。

なお、請求人は、研修・会議の準備及びこれに参加するための移動時間についても労働時間とみるべきであると主張するが、上記判断と同様に、使用者の指揮命令下にあったものと評価することはできない。

(5) 短期間の過重業務について

請求人は、本件疾病発症前おおむね1週間において、事前に作成されていたシフトに沿って勤務を行っており、総労働時間数は47時間、時間外労働時間数は6時間30分であり、期間中に緊急事態の発生等に伴う不規則な勤務、変則的な勤務はなかった。

請求人の勤務は、拘束時間が長く、かつ、深夜時間帯を含む泊まりでの勤務であることから、一定の負荷要因は認められるものの、あらかじめ決められたシフトに沿って勤務しており、総合的に判断して、特に過重な業務に就労したものと認められない。

(6) 長期間の過重業務について

ア 請求人の本件疾病発症前6か月間の時間外労働時間についてみると、1か月当たり6時間ないし11時間20分であり、本件疾病発症前2か月間ないし6か月間までの平均時間外労働時間はいずれも8時間台であり、1か月当たり45時間以下であったことが認められる。また、請求人の本件疾病発症前6か月間における休日は、月に7日ないし10日確保されていたことが認められる。

イ 請求人は、事業場において「マネージャー」という職名にあったものの、本件疾病発症前6か月間における各月間の労働時間、泊勤務回数及びシフト勤務の状況等をみると、他の〇名の「リーダー」とほぼ同水準であって、また、同様の業務内容であったことから、請求人のみが過重な労働時間及び業務内容であったものとは認められない。

ウ 本件疾病発症前6か月間における事故、台風、花火大会等への対応については、決定書(略)理由に説示するとおり、請求人はいずれも直接対応しておらず、過重な業務とは認められない。

エ したがって、当審査会としては、本件疾病発症前6か月間において、請求人の勤務は、拘束時間が長く、かつ、深夜時間帯を含む泊まりでの勤務であることから、一定の負荷要因は認められるものの、ほぼ決められたシフトに沿って勤務しており、総合的に考察した結果、特に過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。

(7) 業務以外の要因について、請求人は、〇年〇月実施の定期健康診断で、血圧(153/105mmHg)が「D1：要治療」、肝機能(GPTの高値)と脂質(中性脂肪の高値)が「C：要経過観察」と指摘されている。

(8) 上記のとおり、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、請求人の本件疾病の発症は業務上の事由によるものとは認められない。

(9) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。